当該福島特定埠頭運営事業に対する港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十七条の三第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「ものに限る。）及び」とあるのは、「ものであつて、これに附帯して高性能な荷さばき施設が整備されるものに限る。）及びこれに近接する岸壁その他の係留施設（水深が十二メートル以上のものに限る。）を一体的に運営しようとする場合は当該係留施設並びに」とする。

附　則

この命令は、令和三年四月一日から施行する。

省　令

総務大臣　武田　良太

○総務省令第二十九号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十条第三項第三号及び第四号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（郵便業務管理規程の認可基準） **第三十二条**　法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ ［2　略］ 3　法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から金曜日までの五日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。 二　特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。 4　法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、土曜日、日曜日及び一月二日とする。 5　法第七十条第三項第四号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 一　一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）　十五日 二　前号以外の離島　六日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。） ［6～8　略］	（郵便業務管理規程の認可基準） **第三十二条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ 一　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から土曜日までの六日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。 二　特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。 4　法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、日曜日及び一月二日とする。 5　［同上］ 一　一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）　二週間 二　前号以外の離島　五日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。） ［6～8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。